

本宮市

第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】



障がい児・障がい者が、生きがいをもって安心して
生活しているまち共生社会を目指す もとみや



令和6年3月

福島県本宮市

はじめに

本宮市では、令和3年3月に「本宮市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、「障がいのある方が生きがいを持って安心して生活しているまち 共生社会を目指す もとみや」を基本理念とし、地域共生社会の実現に向けて取り組んで参りました。

また、令和4年4月には「本宮市手話言語条例」を制定し、手話に対する理解を深める環境づくりを推進するなど、障がいのある人もない人も互いに理解し支え合い、尊重しあえる環境を整えてきたところです。

障がい福祉施策に係る国の動向においては、令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、医療的ケア児支援法）」が制定され、それまでは「努力義務」とされていた自治体の医療的ケア児及びその家族への支援が「責務」となりました。また、令和6年の「障がい者総合支援法」の改正においては、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、障がい者の生活と就労に対する支援体制の充実が求められるところです。

このような背景の中、本市では障がいのある人の現状を把握し、更なる障がい福祉を推進するため、「本宮市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

障がいのある人を取り巻く状況は日々変化しておりますが、障がい児・障がい者が安心して暮らし続けることができる地域社会を目指し、関係機関、事業所の方々と信頼関係を築きながら施策の実現に向け取り組んで参りますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、本宮市保健福祉行政推進協議会委員の皆様をはじめ、あだち地方地域自立支援協議会委員の皆様、アンケートにご協力いただいた市民の皆様及び事業所の皆様に、心から感謝申し上げあいさついたします。

令和 6 年 3 月

本宮市長 高松 義行



目次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の対象	4
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
6 計画の基本理念及び基本方針	5
第2章 本市の障がい者を取り巻く現状	7
1 統計データからみる現状	7
2 アンケートからみる現状	13
第3章 障がい福祉計画	30
1 成果目標等の設定	30
2 障がい福祉サービスの見込みの設定	38
3 地域支援事業の見込みの設定	43
第4章 障がい児福祉計画	51
1 成果目標等の設定	51
2 障がい児福祉サービスの見込みの設定	53
第5章 計画の推進に向けて	55
1 障がい者の生活を支援するネットワークの構築	55
2 計画の推進体制	56
資料編	57
1 本宮市保健福祉行政推進協議会要綱	57
2 本宮市保健福祉行政推進協議会委員名簿	59
3 本宮市障がい福祉推進本部規定	60
4 策定経過	62

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 国・福島県・本宮市の動向

国において、これまで平成23年の「障害者基本法」改正、平成24年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）施行、平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）施行など障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。

近年は、平成28年の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）施行、平成30年の「児童福祉法」改正、令和3年の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児支援法」という。）の成立、令和4年の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）の成立、令和6年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の改正など、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取り組みが進められています。

福島県においては、令和3年3月に地域で必要な障がい福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するとともに、障がいのある人の地域生活や一般就労への移行をより一層推進するために、「第6期福島県障がい福祉計画」を策定しました。あわせて、障がい児の通所支援や入所支援の提供体制の確保を総合的かつ計画的に推進できるよう、「第2期福島県障がい児福祉計画」を策定しました。

このような状況の中、本市では、令和2年12月に「本宮市第2次障がい者計画」を策定し、本市の総合的な障がい者施策の推進に取り組んできました。また、令和3年3月に、「本宮市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの見込み量及び確保方策について定めてきましたが、令和5年度が最終年度となることから、新たに3年間を期間とする「本宮市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定することとします。

(2) 持続可能な開発目標 (SDGs) への取り組み

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs (持続可能な開発目標)」が採択されました。SDGsは、令和12年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

国ではSDGsの採択を受け、平成28年12月にSDGs推進のための中長期戦略である「SDGs実施指針」(平成28年12月22日SDGs推進本部決定)が策定され、令和元年12月には同指針の改定が行われており、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を始めとした8つの優先課題と課題に取り組むための主要原則が掲げられています。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、共生社会の実現に向け、障がい者施策の基本的な方向を定める本計画でも共通する普遍的な目標でもあります。

障がい者施策の推進にあたっては、SDGs推進の取り組みとも軌を一にし、障がい者のみならず行政機関等・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標に向け、特別支援教育や障がい者の職業訓練・雇用、公共交通機関のバリアフリー化などについて、協力して取り組みを推進することが求められます。

■SDGsの17の目標



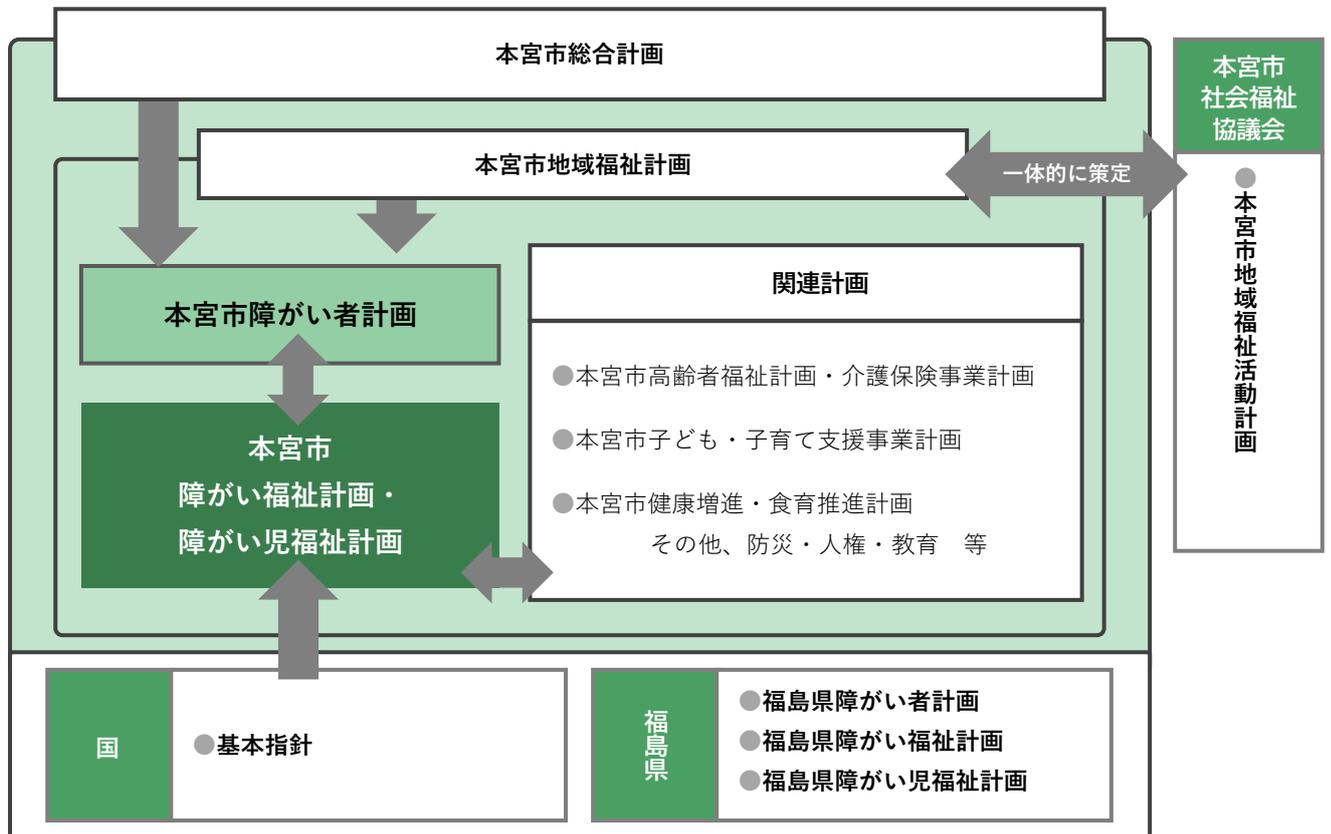
2 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条の1に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の基本指針」）に即して、本市における障がい福祉サービスと障がい児福祉サービスに係るサービス見込み量及びその確保方策について定めるものとなります。

また、本計画は、「本宮市総合計画」と「本宮市地域福祉計画」を上位計画として位置付けるとともに、障がい福祉施策に関する基本的な計画である「本宮市障がい者計画」との緊密な連携・整合を図るものとしします。

さらに、子ども施策を総合的に推進するための「本宮市子ども・子育て支援事業計画」や、その他の各種関連計画との整合を図ります。

■計画の位置づけ



3 計画の対象

本計画において、計画の対象である障がいのある人とは、「障害者基本法」第2条にされる「身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」を総称しています。その他に、難病に起因する身体上や精神上的の障がいがある人、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）等の発達障がい及びてんかん等を有する人で、長期にわたり生活上の支障がある人等を含みます。

また、18歳未満で児童福祉法に規定する障がいのある人を障がい児、18歳以上の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に規定する障がいのある人を障がい者と呼びます。さらに、障がい者施策を推進するにあたっては、市民一人ひとりや、地域、ボランティア団体や企業等、各主体が障がいに対する理解を深めることが重要であるため、市民全体も計画の対象とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。また、国や福島県の行政施策の動向、社会経済情勢等の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

■計画の期間について

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者計画	第2次計画						第3次計画（予定）		
障がい福祉計画	第6期計画			第7期計画			第8期計画（予定）		
障がい児福祉計画	第2期計画			第3期計画			第4期計画（予定）		

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい者や事業所等の現状や今後の意向等を適切に把握するためのアンケート調査を実施するとともに、庁内会議での検討をはじめ、本宮市保健福祉行政推進協議会及びあだち地方地域自立支援協議会での協議を経て策定しました。

また、令和6年1月31日から2月16日までパブリックコメントを実施し、ご意見を伺いました。

6 計画の基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

本市の障がい福祉に関する基本的施策を定める「第2次障がい者計画」においては、基本理念として、「障がい児・障がい者が、生きがいをもって安心して生活しているまち共生社会を目指すもとみや」を掲げています。

本計画においても、引き続きこの基本理念の実現を目指して、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保を推進していくものとします。

■基本理念

**障がい児・障がい者が
生きがいを持って安心して生活しているまち
共生社会を目指すもとみや**

(2) 重点的な取り組み

基本理念の実現及び本計画において定めるサービスの見込み量の確保にあたっては、以下の重点的な取り組みを設定し、計画を推進します。

■重点的な取り組み

基本理念実現に向けた重点的な取り組み

- ①障がい者の地域移行を図るグループホーム等施設の増加促進
- ②地域社会における障がいに対する理解と支援の推進
- ③障がい者の就労支援と就労定着の推進
- ④障がい児の成長とともに支えていく仕組みづくり
- ⑤障がい者の虐待防止と権利擁護の推進

見込み量確保のための重点的な取り組み

- ①障がい福祉サービス提供施設の充実
- ②相談支援体制の充実及び周知啓発
- ③障がい福祉サービスの情報提供体制の充実
- ④障がい児支援のための関係者の連携

(3) 計画の基本方針

基本理念に基づき、本計画を具体的に推進していくため、本市の「第2次障がい者計画」で定められた基本方針を引き継ぎ、本計画においても、4つの基本方針を掲げます。

基本方針1 ともに支えあって暮らす

「共生社会」の実現に向け、地域住民一人ひとりが障がいや障がいのある人への正しい理解を深めることができるよう、年間を通した広報活動の充実を進めるとともに、関係団体との連携強化に取り組みます。

また、成年後見制度の利用促進の取り組み強化や人権擁護委員の活動の周知強化等、差別解消や権利擁護の推進に取り組みます。

基本方針2 住みなれた地域で暮らす

障がい者やその介助者が住みなれた地域で自立した生活を続けられ、生活の質を高めしていくことができるよう、サービス提供事業所の確保等、地域における多様な生活のあり方を支援するサービスの提供基盤の充実に取り組みます。

また、障がいを早期に発見し、早期治療・療育、各種保健・福祉施策への適切な誘導が図られるよう、保健・医療・福祉の連携強化による総合的な支援体制づくりを進めます。

基本方針3 自分らしく生き生きと暮らす

障がい児がそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていけるよう、家庭児童相談員による相談支援の充実や特別支援教育支援員の拡充等に取り組みます。

また、関係機関との情報共有や連携強化による障がい者の就業支援や働くための環境づくりを行うとともに、障がい者やその家族、障がい者団体等のニーズの把握に努め、生涯学習等の様々な活動への支援の充実に取り組みます。

基本方針4 安心・快適に暮らすためのまちづくり

障がい者が住みなれた地域で安心かつ快適な暮らしが続けられるよう、障がい者や地域住民のニーズの把握による生活環境づくりとともに、関係機関との連携による防災体制のあり方の検討等、障がいのある人が災害や犯罪等の被害に巻き込まれる心配のない、安心・安全のまちづくりを進めます。

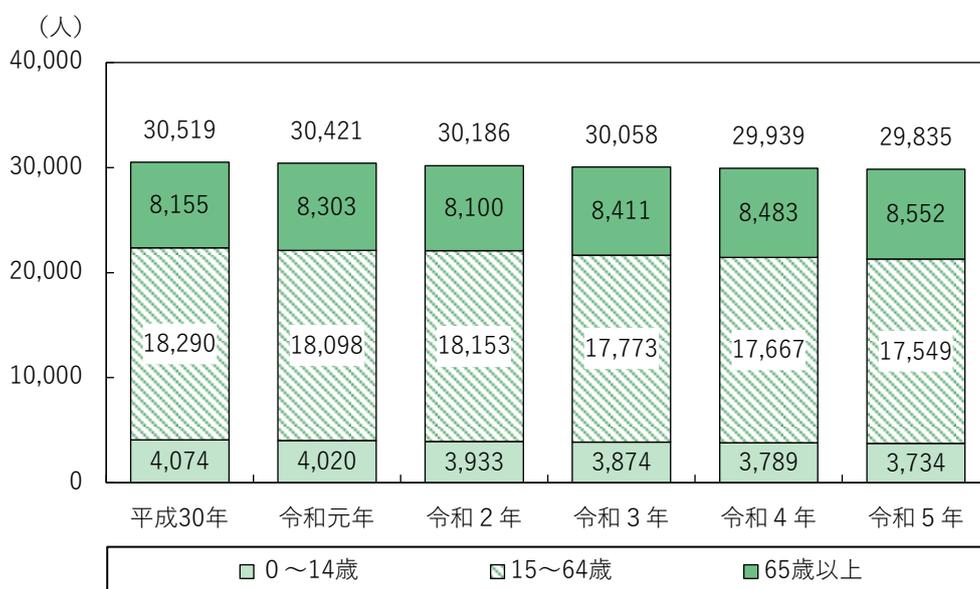
第2章 本市の障がい者を取り巻く現状

1 統計データからみる現状

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は年々緩やかに減少し、令和4年には3万人を下回り、令和5年には29,835人となっています。また、年齢3区分別にみると、0～14歳（年少人口）と15～64歳（生産年齢人口）ともに減少している一方で、65歳以上（高齢者人口）は年々増加し、令和5年には約8,500人となっています。

■年齢3区分別人口の推移

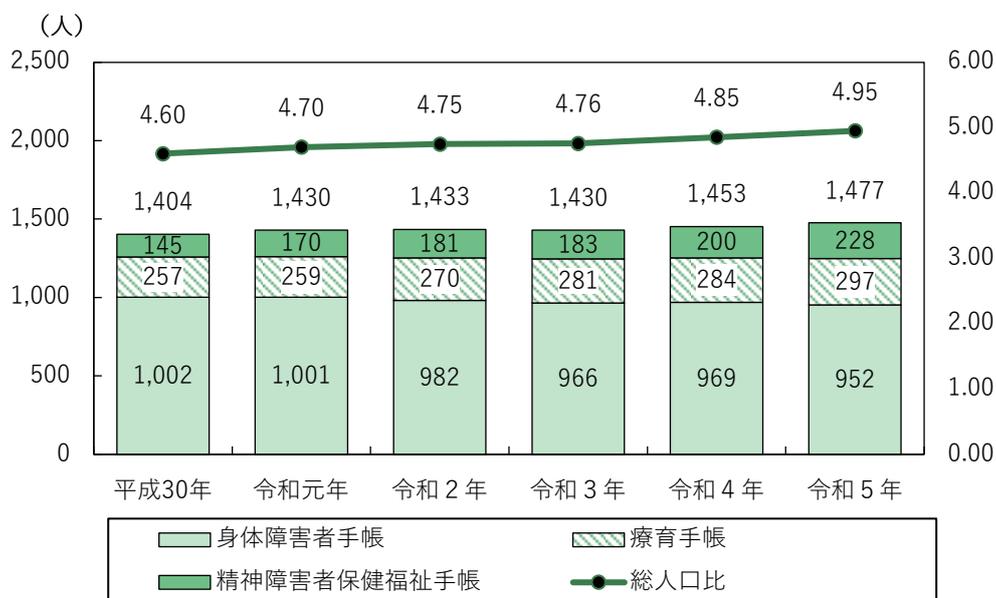


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 障がい者手帳所持者等の推移

障がい者手帳所持者等の推移をみると年々増加傾向にあり、手帳種別では、「身体障害者手帳」は年々減少している一方で、「療育手帳」と「精神障害者保健福祉手帳」は増加しています。また、総人口に占める障がい者手帳所持者の割合は、年々緩やかに上昇しています。

■障がい者手帳所持者及び総人口比の推移

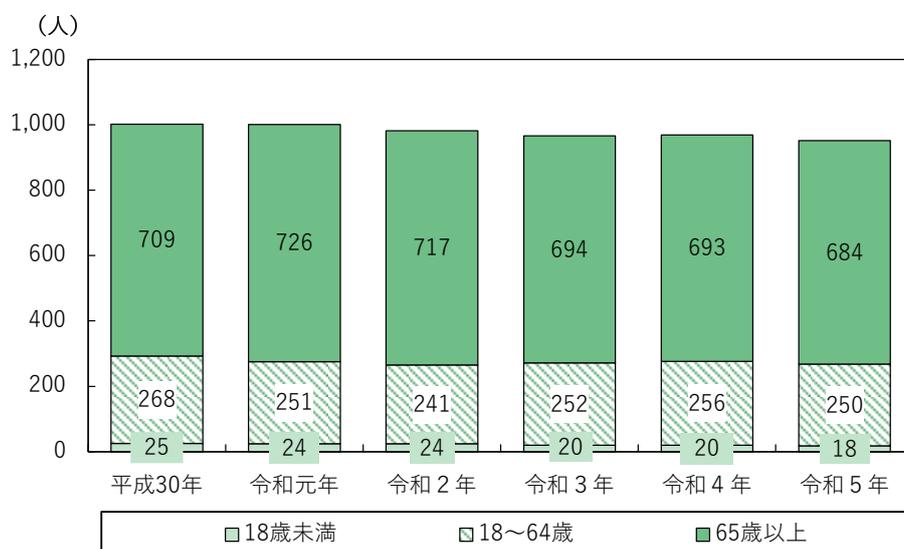


資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(3) 身体障害者手帳所持者の推移

年齢別身体障害者手帳所持者をみると、いずれの年齢も年々減少していますが、「65歳以上」が全体の約7割、「18～64歳」が約2割と、ほぼ横ばいで推移しています。

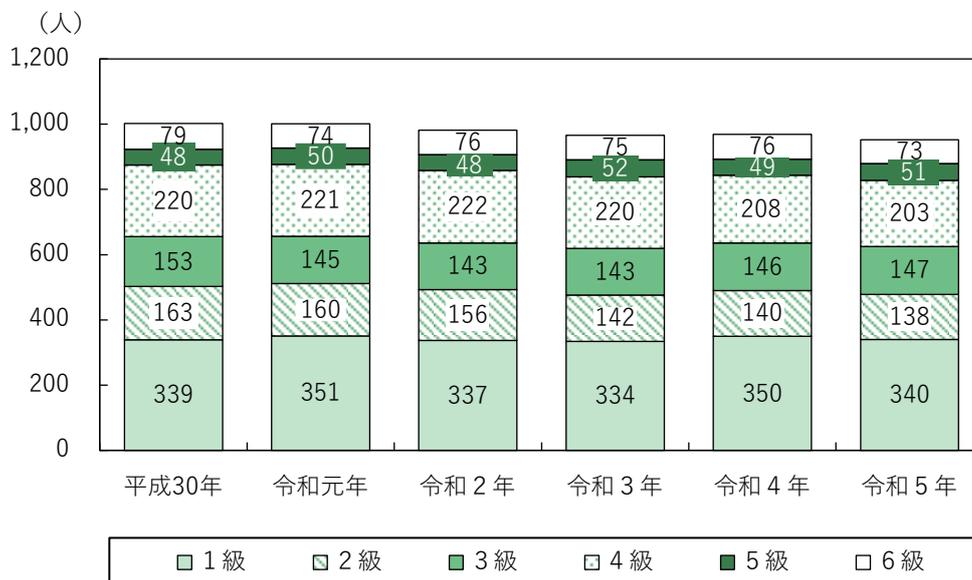
■年齢別身体障害者手帳所持者の推移



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

等級別身体障害者手帳所持者をみると、「2級」～「4級」では減少傾向、「5級」と「6級」ではほぼ横ばい、「1級」は全体の約3割を占めて最も多く、増加傾向となっています。

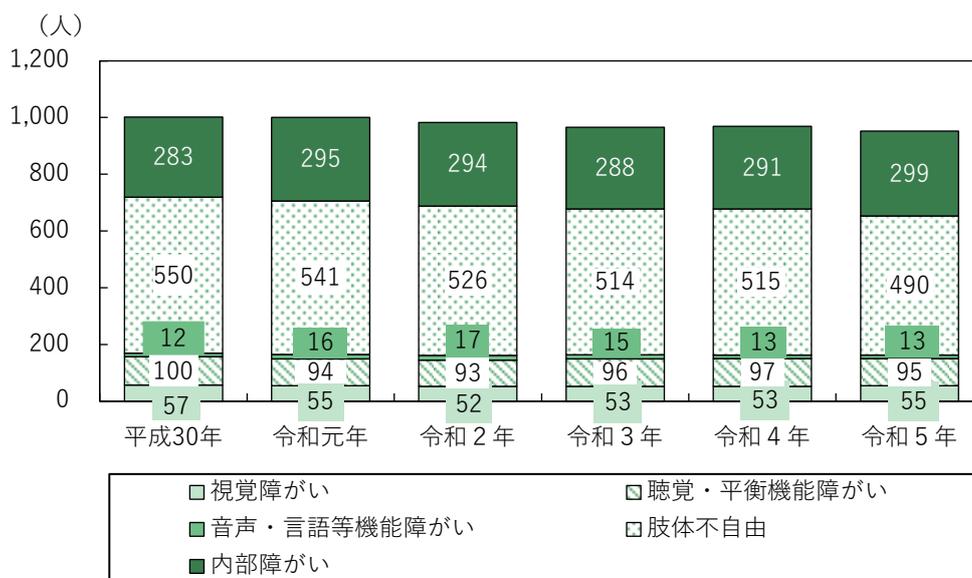
■等級別身体障害者手帳所持者の推移



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

障がい種別身体障害者手帳所持者をみると、「肢体不自由」が最も多く、減少傾向となっています。

■障がい種別身体障害者手帳所持者の推移

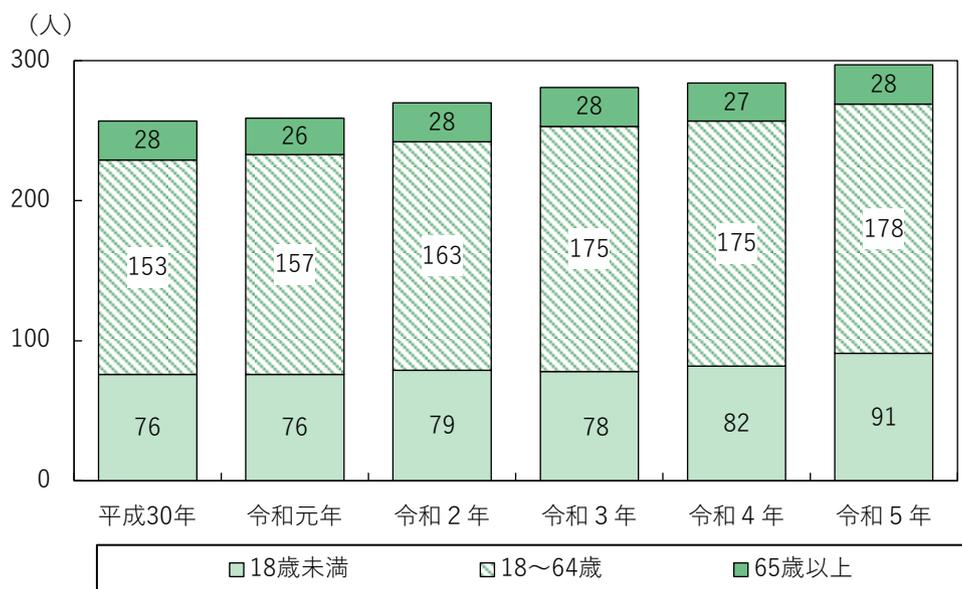


資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(4) 療育手帳所持者の推移

年齢別療育手帳所持者をみると、「18歳未満」と「18～64歳」は年々増加しており、「18～64歳」が全体の6割前後を占めています。

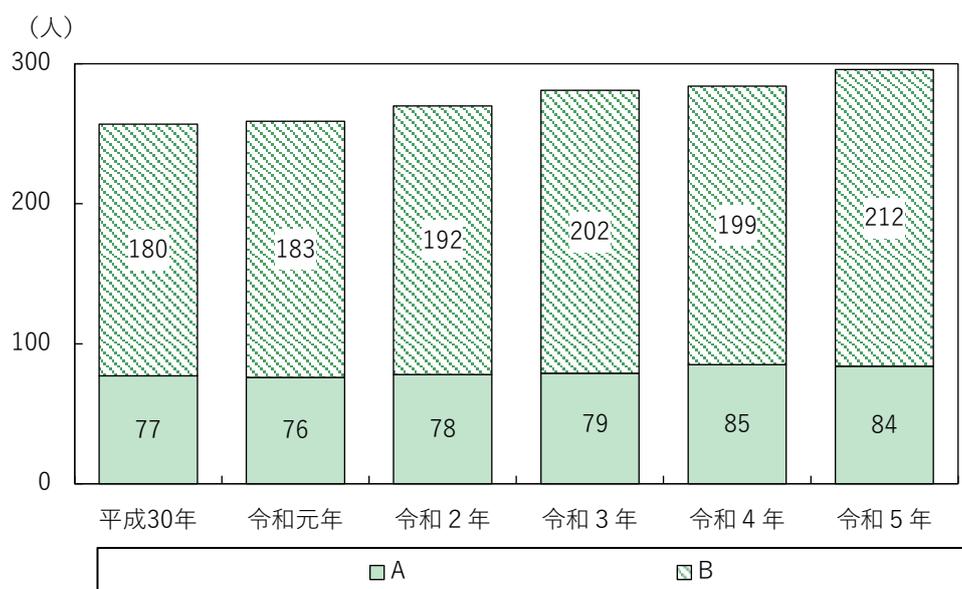
■年齢別療育手帳所持者の推移



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

等級別療育手帳所持者をみると、「A」と「B」ともに年々増加しており、令和5年に「A」が84人、「B」が212人となっています。

■等級別療育手帳所持者の推移

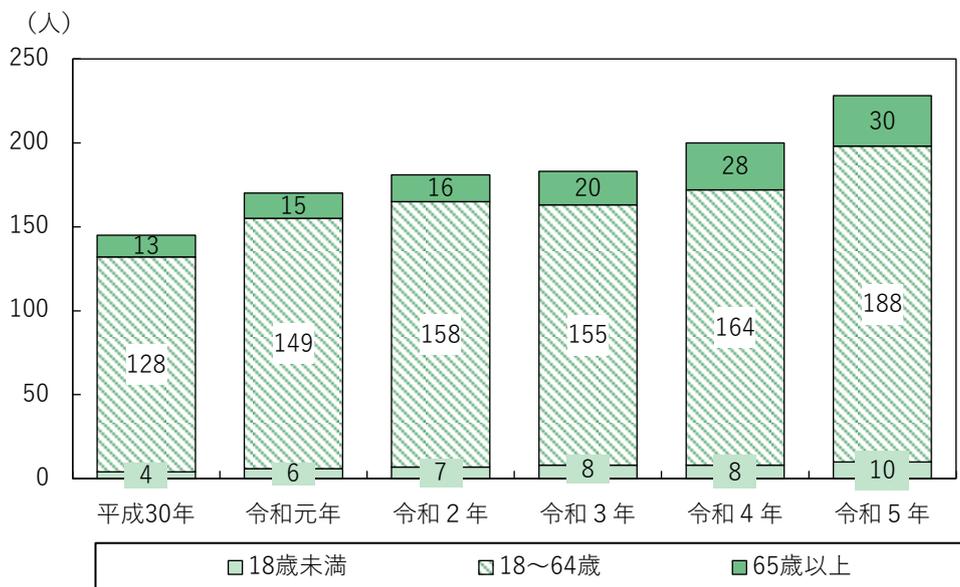


資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者をみると、いずれの年齢も年々増加しており、特に令和5年で「18～64歳」が大きく増加しており、全体の8割以上を占めています。

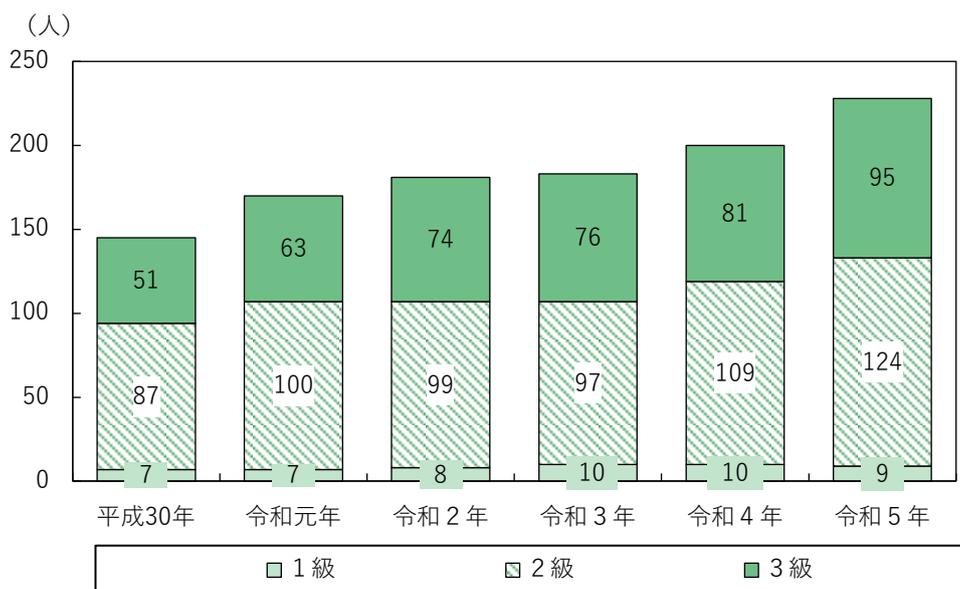
■年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者をみると、いずれの等級も増加しており、特に令和5年で「2級」と「3級」で大きく増加しています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

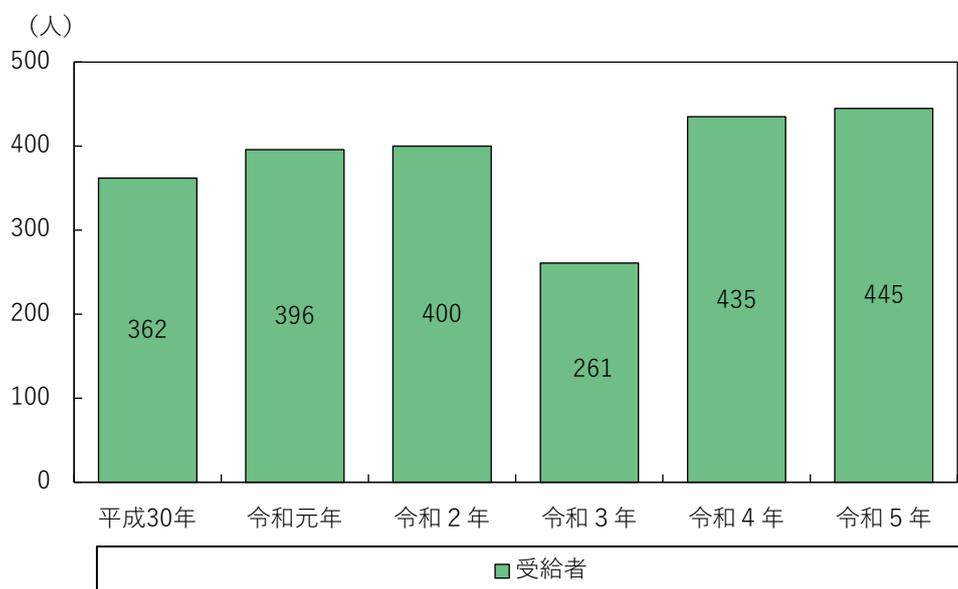


資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(6) 自立支援医療費受給者の推移

自立支援医療費受給者をみると、令和3年に大きく減少したものの、年々増加しています。

■自立支援医療費受給者の推移



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(7) 特別支援教育の学級及び児童・生徒の推移

特別支援教育の学級及び児童・生徒をみると、小・中学校ともに児童・生徒数は増加傾向にあります。

■市内の小・中学校における特別支援教育の学級及び児童・生徒の推移

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
特別支援学級数	14	5	15	6	15	7	15	8	14	7	17	7
児童・生徒数 (人)	50	24	54	27	65	33	61	44	71	37	92	41

資料：幼保学校課（各年4月1日現在）

2 アンケートからみる現状

(1) 調査の目的

本調査は、病気や障がいのある方のふだんの生活の状況や将来への希望、考え方などをおうかがいし、また、障がい福祉サービス等を実施されている事業者 서비스에提供の現状や課題などについてご意見をおうかがいして、新たな計画をつくるための基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 調査概要

項目	当事者	事業所
調査対象者	本宮市内在住の障がい者手帳をお持ちの方 (無作為抽出)	障がい福祉サービス等を実施されている事業者
調査期間	令和5年7月3日(月)～7月18日(火)	
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式とWEB回答方式の併用	
配布数	1,475件(前回:1,660件)	57件
有効回収数	666件(前回:825件)	41件
有効回収率	45.2%(前回:49.7%)	71.9%

(3) 調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しており、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

(4) 障がい者アンケート調査結果の概要

(1) 日常生活について

現在、どこで暮らしているかについてみると、「自宅（団地などを含む）で家族と暮している」が最も高く、次いで「自宅（団地などを含む）でひとり暮らし」、「グループホーム」となっています。

■現在の暮らし方

単位：%	全体 (n=666)	身体障がい (n=396)	知的障がい (n=64)	精神障がい (n=82)
自宅（団地などを含む）でひとり暮らし	15.3	16.2	12.5	18.3
自宅（団地などを含む）で家族と暮している	67.7	71.7	56.3	58.5
障がいのある人のための施設	2.6	2.0	10.9	2.4
グループホーム	4.8	3.8	9.4	12.2
病院や診療所	2.1	3.3	3.1	2.4
その他	1.2	1.0	0.0	1.2
不明・無回答	6.3	2.0	7.8	4.9

主に介助や支援している方についてみると、「子ども・子どもの配偶者・孫」が最も高く、次いで「配偶者（夫や妻）」、「父や母」となっています。

手帳種別にみると、身体障がいでは「子ども・子どもの配偶者・孫」、それ以外の種別では「父や母」が最も高くなっています。

■主な介助者（介助や支援が必要な方のみ）

単位：%	全体 (n=178)	身体障がい (n=103)	知的障がい (n=31)	精神障がい (n=24)
父や母	30.3	17.5	80.6	58.3
きょうだい	11.8	6.8	29.0	16.7
祖父・祖母	1.7	1.0	6.5	4.2
配偶者（夫や妻）	32.0	37.9	3.2	16.7
子ども・子どもの配偶者・孫	36.0	42.7	3.2	29.2
その他	5.1	5.8	3.2	8.3
不明・無回答	1.1	1.0	0.0	0.0

主な介助者・支援者の年齢についてみると、「60～69歳」が最も高く、次いで「70～79歳」、「50～59歳」となっています。

■主な介助者の年齢

単位：%	全体 (n=666)	身体障がい (n=396)	知的障がい (n=64)	精神障がい (n=82)
10～19歳	0.3	0.3	0.0	0.0
20～29歳	1.5	1.0	1.6	3.7
30～39歳	1.4	1.0	0.0	1.2
40～49歳	3.0	3.3	6.3	4.9
50～59歳	11.1	10.4	26.6	15.9
60～69歳	19.8	20.2	29.7	17.1
70～79歳	15.6	15.9	14.1	12.2
80歳以上	10.2	12.6	6.3	3.7
不明・無回答	37.1	35.4	15.6	41.5

自分が介助・支援をできなくなった場合、どのようにしたいかについてみると、「施設・病院を利用する」が最も高く、次いで「家族・親族に介助・支援を頼む」が、「ホームヘルパーに介助・支援を頼む」となっています。

手帳種別にみると、精神障がいでは「施設・病院を利用する」「本人が自活できるようにしたい」、それ以外の種別では「施設・病院を利用する」が最も高くなっています。

■主な介助者が介助できなくなった場合の暮らし方に対する介助者の希望

単位：%	全体 (n=666)	身体障がい (n=396)	知的障がい (n=64)	精神障がい (n=82)
家族・親族に介助・支援を頼む	9.6	9.3	17.2	8.5
友人・知人に介助・支援を頼む	0.2	0.3	0.0	0.0
ホームヘルパーに介助・支援を頼む	8.6	9.6	4.7	4.9
ボランティアに介助・支援を頼む	0.6	0.5	0.0	0.0
施設・病院を利用する	25.2	29.0	34.4	17.1
本人が自活できるようにしたい	7.7	5.1	15.6	17.1
特に考えていない	6.2	6.3	4.7	4.9
その他	1.1	0.5	4.7	1.2
不明・無回答	41.0	39.4	18.8	46.3

今後どのような暮らしをしたいと思っているかについてみると、「家族と暮らしたい」が最も高く、次いで「わからない」、「ひとりで暮らしたい」となっています。

■今後の暮らし方の希望

単位：%	全体 (n=666)	身体障がい (n=396)	知的障がい (n=64)	精神障がい (n=82)
家族と暮らしたい	58.1	61.9	51.6	51.2
ひとりで暮らしたい	7.4	6.1	3.1	12.2
グループホーム等で仲間と暮らしたい	5.1	4.0	20.3	11.0
施設で暮らしたい	5.3	5.1	3.1	3.7
わからない	13.5	12.6	9.4	18.3
その他	2.6	2.3	3.1	3.7
不明・無回答	8.1	8.1	9.4	0.0

コロナ禍による日常生活への影響についてみると、「①人と直接会って話す機会が減った」が最も高く、次いで「⑥仕事や通所以外での外出回数が減った」、「⑧スポーツ・運動などで体を動かす時間が減った」となっています。

手帳種別にみると、身体障がいと精神障がいで「①人と直接会って話す機会が減った」、知的障がいで「⑥仕事や通所以外での外出回数が減った」が最も高くなっています。

■コロナ禍による日常生活への影響（それぞれの行為が減った割合）

単位：%	全体 (n=666)	身体障がい (n=396)	知的障がい (n=64)	精神障がい (n=82)
①人と直接会って話す機会の頻度	42.6	44.2	29.7	41.5
②人と電話やLINEなどで話す頻度	14.7	16.7	6.3	17.1
③居宅介護（ホームヘルパー）の利用回数	1.4	1.3	0.0	2.4
④障害者施設（作業所など）への通所回数	3.9	2.3	14.1	12.2
⑤短期入所（ショートステイ）の利用回数	1.4	1.0	3.1	1.2
⑥仕事や通所以外での外出回数	26.9	24.0	43.8	32.9
⑦仕事（会社に行く）の日数や収入	10.5	6.8	9.4	17.1
⑧スポーツ・運動などで体を動かす時間	24.2	22.5	23.4	29.3
⑨趣味や好きなことをする時間	21.2	20.5	15.6	24.4

在宅での生活を続けるため、あるいは施設や病院から在宅生活へ移行するために必要な支援についてみると、「生活を支援するサービス」が最も高く、次いで「相談支援サービスの充実」、「日中を過ごせるデイケアやデイサービスの確保」となっています。

手帳種別にみると、精神障がいでは「相談支援サービスの充実」、それ以外の種別では「生活を支援するサービス」が最も高くなっています。

■在宅生活を続けるために必要な支援

単位：%	全体 (n=666)	身体障がい (n=396)	知的障がい (n=64)	精神障がい (n=82)
相談支援サービスの充実	37.8	36.1	26.6	52.4
生活を支援するサービス	41.6	41.2	43.8	45.1
職業訓練の場と企業における雇用の確保	7.4	5.8	3.1	20.7
授産施設や小規模作業所など働く場の確保	3.6	1.5	14.1	7.3
日中を過ごせるデイケアやデイサービスの確保	20.3	23.5	15.6	18.3
アパートなど住宅の確保	6.9	5.3	9.4	14.6
グループホームの確保	8.6	7.6	25.0	13.4
福祉施設または専門職員のいる寮の確保	6.8	6.3	15.6	12.2
地域の理解と協力	17.9	13.9	31.3	30.5
特にない	18.2	19.7	14.1	15.9
その他	2.4	2.5	3.1	1.2
不明・無回答	15.5	16.7	4.7	2.4

(2) 日中の過ごし方について

外出時で困ることについてみると、「特に困っていることはない」が最も高く、次いで「道路や建物の段差で移動しにくい」、「車の通行時などに危険を感じる」となっています。

手帳種別にみると、知的障がいでは「人との会話が難しい」、それ以外の種別では「特に困っていることはない」が最も高くなっています。

■外出時で困ること

単位：%	全体 (n=666)	身体障がい (n=396)	知的障がい (n=64)	精神障がい (n=82)
車の通行時などに危険を感じる	14.1	12.6	14.1	18.3
道路や建物の段差で移動しにくい	14.6	18.2	4.7	7.3
電車やバスの乗り降りがしにくい	9.6	11.4	6.3	7.3
自転車や看板などで通りにくい	1.5	2.0	0.0	0.0
障がい者用の駐車場が使えない	11.6	15.2	3.1	4.9
障がい者用のトイレが少ない	8.3	10.9	4.7	3.7
障がいに配慮された設備が少ない	11.3	11.9	9.4	13.4
交通機関や建物などの案内が少ない	3.6	4.8	1.6	3.7
付き添いや介助者がいない	5.0	5.8	14.1	4.9
人の見る目や言葉が気になる	10.2	3.8	18.8	29.3
人との会話が難しい	11.6	6.8	37.5	23.2
いじめや意地悪されるのがこわい	4.4	1.0	10.9	14.6
特に困っていることはない	35.7	37.4	25.0	34.1
その他	3.5	2.8	3.1	6.1
不明・無回答	14.9	15.9	9.4	9.8

障がい者が働くために必要だと思うことについてみると、「勤務先の理解（社員の理解や環境面の配慮）」が最も高く、次いで「働くために必要な技術や知識等の習得」、「仕事に関する相談・必要な情報の提供」「仕事を継続するための支援（カウンセリングや相談・家族支援）」となっています。

手帳種別にみると、知的障がいでは「移動のための支援」、それ以外の種別では「勤務先の理解（社員の理解や環境面の配慮）」が最も高くなっています。

■就労時に必要な支援

単位：%	全体 (n=666)	身体障がい (n=396)	知的障がい (n=64)	精神障がい (n=82)
働くために必要な技術や知識等の習得	23.1	22.5	20.3	34.1
仕事に関する相談・必要な情報の提供	20.4	19.2	28.1	24.4
仕事を継続するための支援（カウンセリングや相談・家族支援）	20.4	16.2	25.0	35.4
定期的な職場訪問による支援	3.5	3.0	3.1	6.1
働く障がい者の仲間づくりの場	8.7	8.8	9.4	9.8
勤務先の理解（社員の理解や環境面の配慮）	31.8	29.5	34.4	45.1
移動のための支援	15.2	14.4	37.5	12.2
希望する勤務形態・時間を選べること	18.0	15.7	7.8	20.7
採用前に実習の機会があること	5.4	4.3	10.9	9.8
自分の仕事の適性などの評価	15.3	12.1	25.0	15.9
特にない	12.5	13.1	10.9	7.3
その他	3.0	3.3	3.1	2.4
不明・無回答	21.9	26.3	9.4	9.8

（3） サービス利用について

サービスの利用状況についてみると、「重度心身障がい者医療費給付事業」が最も高く、次いで「自立支援医療（精神通院医療）」、「居宅介護（ホームヘルプ）」となっています。

手帳種別にみると、精神障がいでは「自立支援医療（精神通院医療）」、それ以外の種別では「重度心身障がい者医療費給付事業」が最も高くなっています。

サービスの今後の利用意向についてみると、「相談支援」が最も高く、次いで「重度心身障がい者医療費給付事業」、「住宅改修費助成」となっています。

手帳種別にみると、身体障がいでは「住宅改修費助成」「重度心身障がい者医療費給付事業」、知的障がいでは「重度心身障がい者医療費給付事業」、精神障がいでは「自立支援医療（精神通院医療）」が最も高くなっています。

■サービスの利用状況と利用意向

単位：%	利用している				今後利用したい			
	全体 (n=666)	身体 障がい (n=396)	知的 障がい (n=64)	精神 障がい (n=82)	全体 (n=666)	身体 障がい (n=396)	知的 障がい (n=64)	精神 障がい (n=82)
居宅介護 (ホームヘルプ)	8.0	9.6	1.6	7.3	17.1	19.7	9.4	14.6
重度訪問介護	0.5	0.8	0.0	0.0	9.2	11.1	6.3	6.1
行動援護	1.8	2.5	4.7	1.2	11.9	13.6	15.6	12.2
重度障がい者等包括支援	2.7	3.5	4.7	3.7	10.2	12.6	14.1	11.0
児童発達支援	0.5	0.0	0.0	0.0	1.8	1.5	0.0	6.1
放課後等デイサービス	1.1	0.8	4.7	1.2	2.1	1.5	3.1	3.7
短期入所	2.3	2.5	1.6	1.2	10.2	12.4	17.2	9.8
生活介護	5.7	5.3	28.1	4.9	14.1	14.9	31.3	15.9
療養介護	2.1	3.0	3.1	2.4	9.6	11.6	9.4	12.2
機能訓練 (身体障がい)	4.4	6.3	7.8	1.2	9.6	12.6	10.9	11.0
生活訓練 (知的・精神障がい)	2.0	0.8	7.8	7.3	7.1	4.0	12.5	22.0
就労移行支援	2.1	0.5	6.3	8.5	9.0	5.3	12.5	29.3
就労継続支援	5.0	1.5	15.6	20.7	10.7	5.8	21.9	34.1
施設入所	3.9	3.5	9.4	2.4	13.1	14.9	15.6	18.3
共同生活援助 (グループホーム)	4.8	3.5	15.6	11.0	13.2	12.1	39.1	19.5
相談支援	7.8	4.3	25.0	20.7	23.7	19.7	37.5	41.5
コミュニケーション支援事業	0.3	0.3	0.0	0.0	10.1	9.1	9.4	18.3
日常生活用具給付	7.1	9.1	6.3	3.7	15.8	18.7	12.5	18.3
移動支援事業	2.9	2.5	12.5	2.4	15.0	15.2	28.1	19.5
訪問入浴サービス	2.7	3.5	3.1	0.0	11.1	15.2	9.4	8.5
日中一時支援事業	3.0	1.3	25.0	1.2	10.7	11.6	28.1	11.0
自動車運転免許取得費助成 事業	1.2	1.8	0.0	1.2	4.7	3.8	1.6	11.0
自動車改造費助成事業	1.2	2.0	0.0	0.0	6.5	8.1	1.6	6.1
住宅改修費助成	3.9	5.8	0.0	2.4	18.6	22.2	9.4	15.9
自立支援医療 (精神通院医療)	16.1	3.5	6.3	70.7	15.2	5.8	14.1	58.5
重度心身障がい者医療費給 付事業	19.2	24.2	42.2	15.9	19.1	22.2	40.6	18.3

現在のサービスに満足しているかについてみると、「普通」が最も高く、次いで「満足」、「不満」となっています。

■サービスに対する満足度（何らかのサービスを利用している方のみ）

単位：%	全体 (n=346)	身体障がい (n=182)	知的障がい (n=50)	精神障がい (n=68)
満足	30.3	34.6	30.0	26.5
普通	51.4	48.9	48.0	51.5
不満	8.4	7.7	10.0	11.8
不明・無回答	9.8	8.8	12.0	10.3

サービスを利用する際に困ったことについてみると、「利用申請が煩わしい」が最も高く、次いで「サービス内容の情報が少ない」、「何が自分（家族）に合ったサービスかわからない」となっています。

手帳種別にみると、知的障がいでは「利用申請が煩わしい」、それ以外の種別では「サービス内容の情報が少ない」が最も高くなっています。

■サービスを利用する際に困ったこと（何らかのサービスを利用している方のみ）

単位：%	全体 (n=346)	身体障がい (n=182)	知的障がい (n=50)	精神障がい (n=68)
サービス内容の情報が少ない	19.7	19.8	22.0	27.9
サービスの利用調整が難しい	11.0	11.0	8.0	11.8
事業所を探すのが大変	11.0	11.5	12.0	13.2
何が自分（家族）に合ったサービスかわからない	18.2	13.2	24.0	26.5
利用申請が煩わしい	22.5	19.2	26.0	23.5
利用料金の仕組みがわかりづらい	10.7	11.0	12.0	10.3
その他	7.8	9.3	8.0	7.4
不明・無回答	38.4	42.9	32.0	32.4

(4) 情報・相談について

相談機関に対し、期待することについてみると、「いつでもすぐに相談にのってもらえること」が最も高く、次いで「具体的な対応に関するアドバイスをしてもらえること」、「必要な機関と迅速に連携をしてもらえること」となっています。

■相談機関に対し、期待すること

単位：%	全体 (n=666)	身体障がい (n=396)	知的障がい (n=64)	精神障がい (n=82)
近いところで相談ができること	18.3	19.2	17.2	18.3
いつでもすぐに相談にのってもらえること	34.4	33.3	50.0	40.2
具体的な対応に関するアドバイスをしてもらえること	21.9	18.7	26.6	34.1
スタッフが専門的な知識をもっていること	13.8	14.4	12.5	20.7
必要な機関と迅速に連携をしてもらえること	19.5	18.4	25.0	12.2
相談の内容にかかわらず、同じ窓口で相談が行われること	11.1	10.9	14.1	14.6
相談内容についての秘密が守られること	19.4	16.4	10.9	28.0
特になし	13.5	14.1	9.4	7.3
その他	0.5	0.5	0.0	0.0
不明・無回答	11.0	12.6	1.6	3.7

福祉のサービス等に関する情報は、十分に伝わってきているかについてみると、「あまり伝わってきていない」が最も高く、次いで「伝わってきていない」、「伝わってきている」となっています。

■福祉サービス等の周知の状況

単位：%	全体 (n=666)	身体障がい (n=396)	知的障がい (n=64)	精神障がい (n=82)
伝わってきている	19.2	20.7	23.4	19.5
あまり伝わってきていない	44.1	47.2	40.6	37.8
伝わってきていない	23.6	18.9	23.4	32.9
不明・無回答	13.1	13.1	12.5	9.8

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先についてみると、「行政機関の広報誌」が最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」となっています。

手帳種別にみると、身体障がいでは「行政機関の広報誌」、知的障がいでは「サービス事業者の人や施設職員」、精神障がいでは「かかりつけ医師や看護師」が最も高くなっています。

■福祉サービス等の入手先

単位：%	全体 (n=666)	身体障がい (n=396)	知的障がい (n=64)	精神障がい (n=82)
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	22.8	25.5	12.5	11.0
行政機関の広報誌	28.4	32.8	14.1	14.6
インターネット	14.1	11.9	15.6	24.4
家族や親せき、友人・知人	25.8	26.0	31.3	28.0
サービス事業者の人や施設職員	14.0	10.1	43.8	24.4
障がい者団体	4.2	4.5	6.3	6.1
かかりつけ医師や看護師	19.2	18.4	7.8	34.1
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	15.8	17.4	9.4	22.0
民生委員・児童委員	4.4	4.3	0.0	1.2
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	0.8	0.3	4.7	1.2
相談支援事業所など民間の相談窓口	6.3	3.3	15.6	18.3
行政機関の相談窓口	9.5	8.6	7.8	13.4
その他	2.0	1.3	3.1	1.2
不明・無回答	11.7	11.1	4.7	9.8

成年後見制度の認知状況についてみると、「名前も内容も知らない」が最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」、「名前も内容も知っている」となっています。

手帳種別にみると、精神障がいでは「名前も内容も知らない」、それ以外の種別では「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が最も高くなっています。

■成年後見制度の認知度

単位：%	全体 (n=666)	身体障がい (n=396)	知的障がい (n=64)	精神障がい (n=82)
名前も内容も知っている	21.0	22.0	18.8	17.1
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	32.0	32.8	40.6	34.1
名前も内容も知らない	32.4	29.3	32.8	42.7
不明・無回答	14.6	15.9	7.8	6.1

(5) 住みよいまちづくりについて

お住まいの地域は、住みよい地域だと思うかについてみると、「住みやすい」が最も高く、次いで「どちらともいえない」、「住みにくい」となっています。

■まちの住みよさ

単位：%	全体 (n=666)	身体障がい (n=396)	知的障がい (n=64)	精神障がい (n=82)
住みやすい	43.4	47.5	46.9	36.6
住みにくい	8.4	7.8	7.8	14.6
どちらともいえない	32.3	30.8	26.6	30.5
わからない	7.8	5.6	14.1	12.2
不明・無回答	8.1	8.3	4.7	6.1

「住みにくい」と思う理由についてみると、「交通機関が利用しにくい」が最も高く、次いで「買い物などが不便」、「利用しやすい公共施設が少ない」となっています。

手帳種別にみると、身体障がいでは「交通機関が利用しにくい」、精神障がいでは「地域住民の理解や協力が不在」、「通所できるような施設がない」が最も高くなっています。

■住みにくい理由（住みにくいと回答した方のみ）

単位：%	全体 (n=56)	身体障がい (n=31)	知的障がい (n=5)	精神障がい (n=12)
地域住民の理解や協力が不在	23.2	16.1	20.0	33.3
交通機関が利用しにくい	58.9	77.4	80.0	16.7
買い物などが不便	53.6	71.0	80.0	25.0
利用しやすい公共施設が少ない	41.1	38.7	40.0	25.0
道路に段差や障害物がある	14.3	9.7	0.0	16.7
音の出る信号機がない	3.6	3.2	0.0	8.3
わかりやすい道案内がない	0.0	0.0	0.0	0.0
障がい児が遊べる施設がない	3.6	3.2	0.0	8.3
障がいのある人の働く場所がない	14.3	16.1	20.0	25.0
機能訓練を行うリハビリ施設がない	12.5	12.9	0.0	16.7
通所できるような施設がない	21.4	19.4	40.0	33.3
その他	14.3	6.5	0.0	33.3
不明・無回答	5.4	3.2	0.0	0.0

障がいのある人にとって安心して暮らせるまちづくりのために、力を入れてほしいと思うことについてみると、「生活支援（福祉サービス）の充実」が最も高く、次いで「保健・医療の充実」、「生活環境の充実（災害時や居住環境）」となっています。

■今後、力を入れてほしいこと

単位：%	全体 (n=666)	身体障がい (n=396)	知的障がい (n=64)	精神障がい (n=82)
相談支援と権利擁護の推進	25.2	22.5	29.7	30.5
保健・医療の充実	39.6	42.2	31.3	43.9
生活支援（福祉サービス）の充実	49.1	51.3	54.7	54.9
教育・療育の充実	4.1	3.3	3.1	2.4
雇用・就労の促進	19.4	15.4	20.3	39.0
社会参加の促進	6.6	6.1	7.8	9.8
福祉教育・啓発・広報活動の推進	7.7	5.8	9.4	14.6
生活環境の充実（災害時や居住環境）	25.5	26.5	35.9	22.0
特にない	9.8	9.1	12.5	6.1
その他	0.8	0.3	1.6	3.7
不明・無回答	16.1	17.4	4.7	8.5

(5) 障がい福祉事業所アンケート調査結果の概要

(1) 障がい福祉サービスの提供について

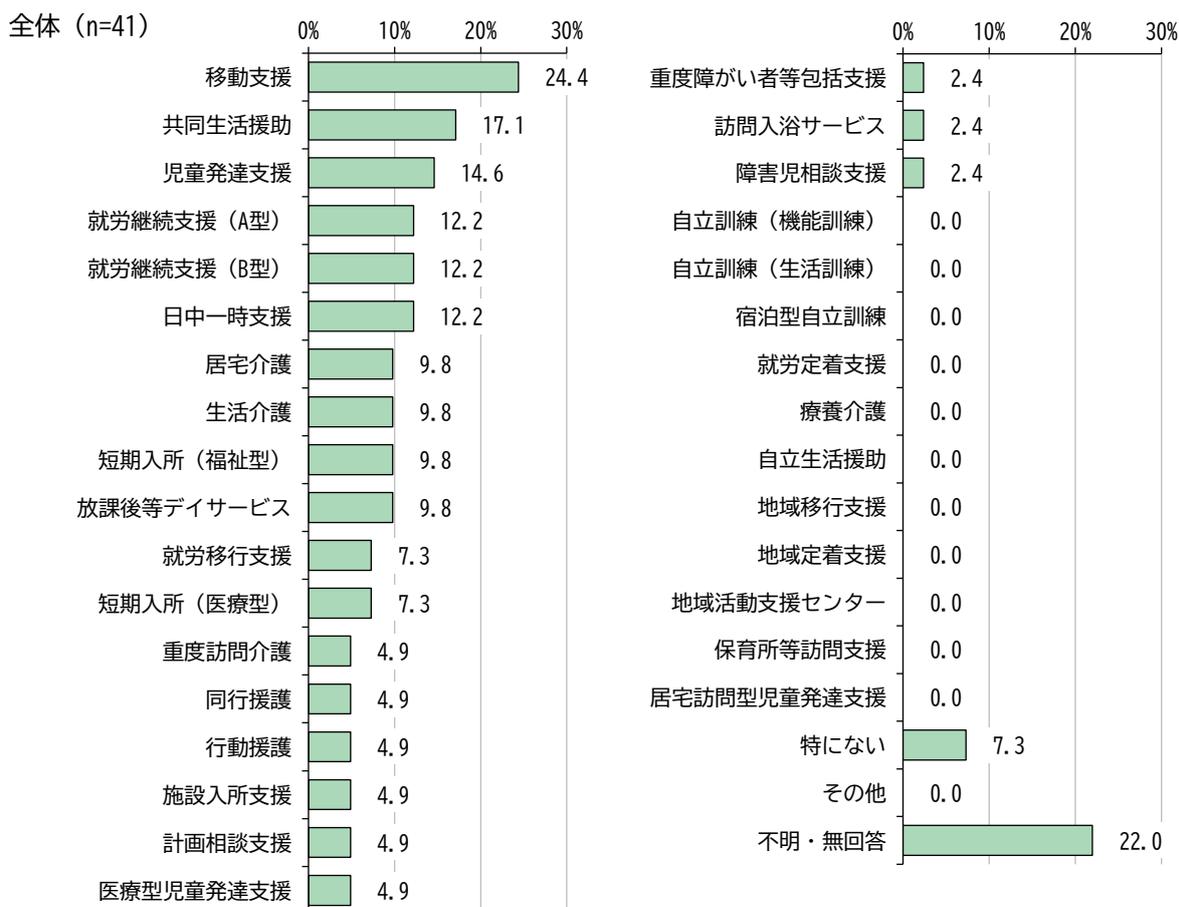
利用者からの依頼に対して、受け入れ（サービス提供）できなかったことがあるかについてみると、「ある」が「ない」を上回っています。

■利用者からの依頼に対して、受け入れ（サービス提供）ができなかった経験



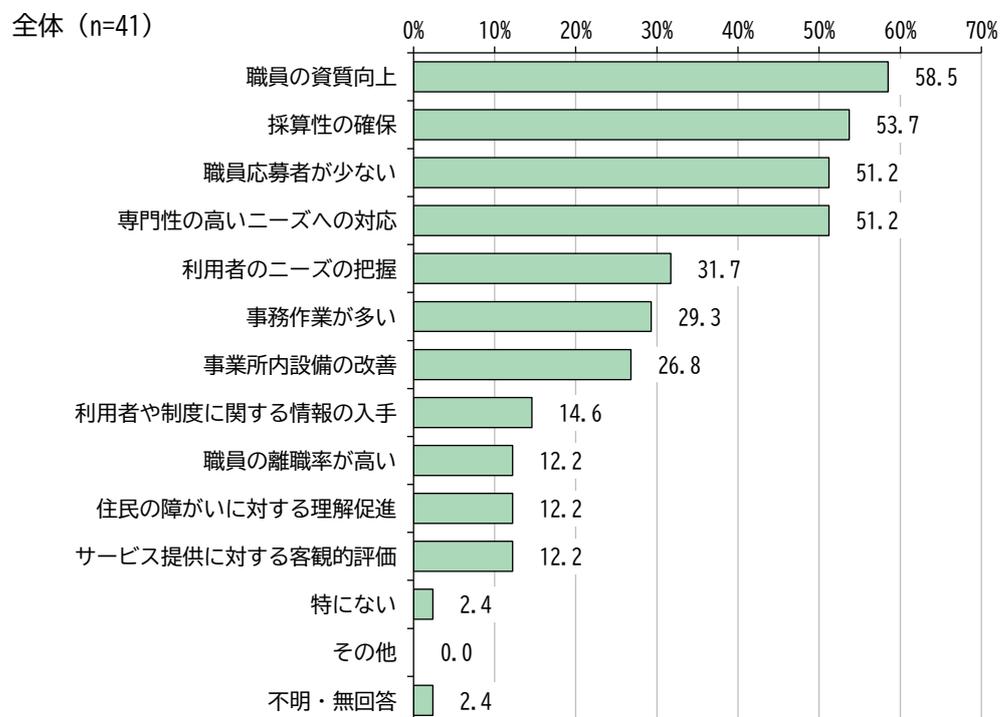
利用者が望む障がい福祉サービスについてみると、「移動支援」が最も高く、次いで「共同生活援助」、「児童発達支援」となっています。

■利用者が望む障がい福祉サービス



提供するサービスの質の向上に向けた課題についてみると、「職員の資質向上」が最も高く、次いで「採算性の確保」、「職員応募者が少ない」、「専門性の高いニーズへの対応」となっています。

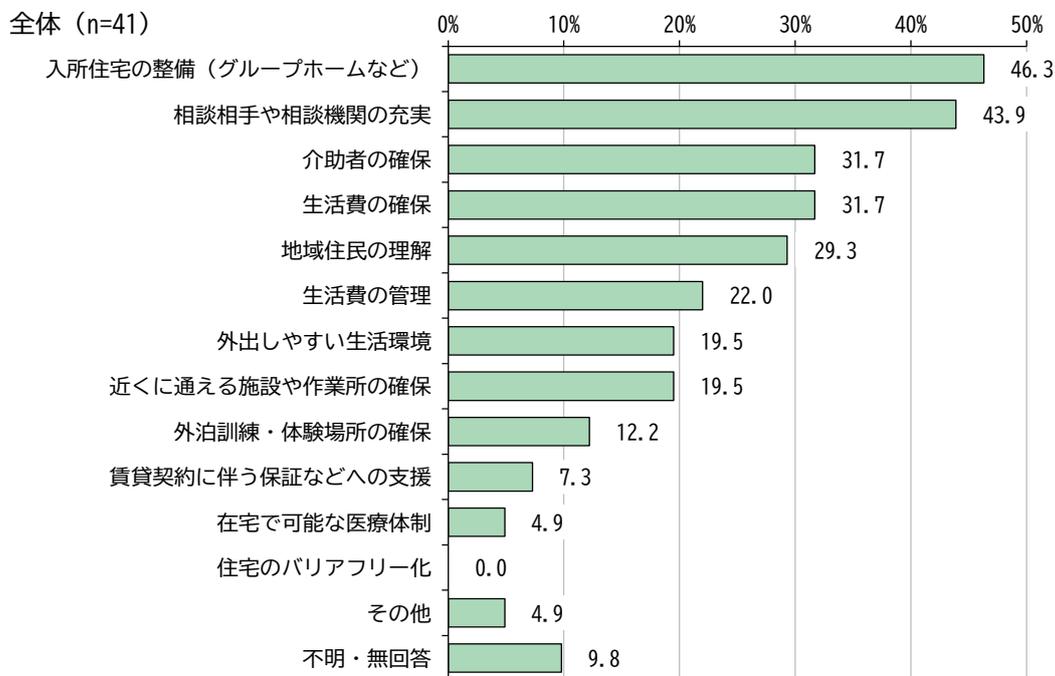
■提供するサービスの質の向上に向けた課題



(2) 障がい者の地域生活について

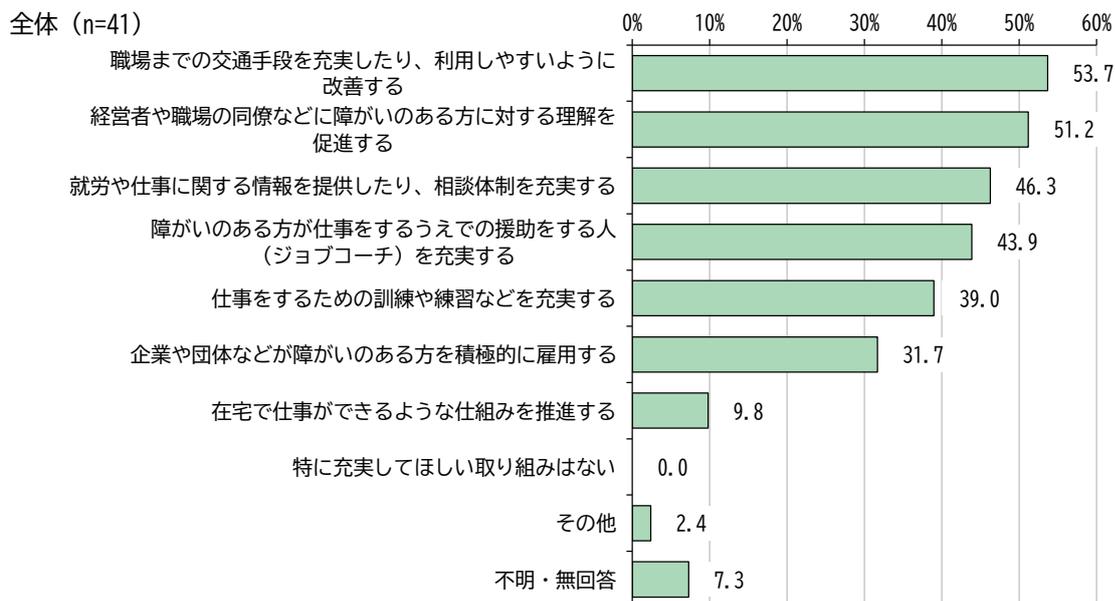
障がいのある方が地域で生活するために、必要だと思うことについてみると、「入所住宅の整備（グループホームなど）」が最も高く、次いで「相談相手や相談機関の充実」、「介助者の確保」「生活費の確保」となっています。

■障がいのある方が地域で生活するために、必要だと思うこと



障がいのある方が働くにあたって、充実が必要な取り組みについてみると、「職場までの交通手段を充実したり、利用しやすいように改善する」が最も高く、次いで「経営者や職場の同僚などに障がいのある方に対する理解を促進する」、「就労や仕事に関する情報を提供したり、相談体制を充実する」となっています。

■障がいのある方が働くにあたって、充実が必要な取り組み



第3章 障がい福祉計画

1 成果目標等の設定

国の基本指針に基づき、以下の成果目標と活動指標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国の基本方針（令和8年度末の目標）

- ・地域移行者数：令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域移行
- ・施設入所者数：令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数から5%以上削減

■市の成果目標

項目	数値	考え方
【実績】 施設入所者数（A）	18人	令和4年度末時点
【成果目標】 地域生活への移行者数（B）	1人	施設入所からGH等への地域移行者数 （割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値）
	5.6%	
【成果目標】 施設入所者の削減数（C）	1人	令和8年度末時点の削減見込者数 （割合については削減見込数を全入所者で除した値）
	5.6%	

(2) 地域生活支援の充実

■国の基本方針（令和8年度末の目標）

- ・各市町村又は圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

■市の成果目標

項目	数値	考え方
【実績】 地域生活支援拠点数	1か所	令和4年度末時点の設置か所数
【成果目標】 地域生活支援拠点数	1か所	令和8年度末時点の設置か所数
【実績】 コーディネーターの配置人数	7人	令和4年度末時点の配置人数
【成果目標】 コーディネーターの配置人数	8人	令和8年度末時点の配置人数
【実績】 地域生活支援拠点等の運営状況の検証・検討回数	9回/年	令和4年度末時点の検証・検討回数
【成果目標】 地域生活支援拠点等の運営状況の検証・検討回数	9回/年	令和8年度末時点の検証・検討回数
【実績】 強度行動障がいを有する方の状況やニーズの把握	無	令和4年度末時点の支援ニーズ等の把握の有無
【成果目標】 強度行動障がいを有する方の状況やニーズの把握	有	令和8年度末時点の支援ニーズ等の把握の有無
【実績】 強度行動障がいを有する方への支援体制の整備	有	令和4年度末時点の支援体制整備の有無
【成果目標】 強度行動障がいを有する方への支援体制の整備	有	令和8年度末時点の支援体制整備の有無

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

■国の基本方針（令和8年度末の目標）

- ①一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
 - ・①のうち、就労移行支援事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.31倍以上
 - ・①のうち、就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.29倍以上
 - ・①のうち、就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ③就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ④就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

■市の成果目標

① 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数	1人	令和3年度の就労移行支援事業所等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じた一般就労への移行者数
【成果目標】 一般就労移行者数	2人	令和8年度の就労移行支援事業所等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じた一般就労への移行者数
	2.0倍	

② 就労移行支援事業による一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数	1人	令和3年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
【成果目標】 一般就労移行者数	2人	令和8年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
	2.0倍	

③ 就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数	0人	令和3年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数
【成果目標】 一般就労移行者数	1人	令和8年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数
	-倍	

④就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数	0 人	令和 3 年度の就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数
【成果目標】 一般就労移行者数	1 人	令和 8 年度の就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数
	-倍	

⑤就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所の割合

項目	数値	考え方
【実績】 就労移行支援事業所数	1 か所	令和 8 年度の就労移行支援事業所数（見込み）
【成果目標】 就労移行支援事業所数	1 か所	令和 8 年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者が 5 割以上になる就労移行支援事業所数
	100.0%	

⑥就労定着支援事業利用者数

項目	数値	考え方
【実績】 就労定着支援事業利用者数	0 人	令和 3 年度の就労定着支援事業利用者数
【成果目標】 就労定着支援事業利用者数	1 人	令和 8 年度の就労定着支援事業利用者数
	-倍	

⑦就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所の割合

項目	数値	考え方
就労定着支援事業所数	1 か所	令和 8 年度の就労定着支援事業所数（見込み）
【成果目標】 就労定着支援事業所数	1 か所	令和 8 年度の就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所数
	100.0%	

(4) 相談支援体制の充実・強化等

■国の基本方針（令和8年度末の目標）

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う

■市の成果目標

項目	数値	考え方
【実績】 基幹相談支援センターの設置	有	令和4年度までの設置の有無
【成果目標】 基幹相談支援センターの設置	有	令和8年度までの設置の有無
【実績】 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言	12件	令和4年度の指導・助言件数
【成果目標】 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言	12件	令和8年度の指導・助言件数
【実績】 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援	7件	令和4年度の支援件数
【成果目標】 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援	7件	令和8年度の支援件数
【実績】 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組	12回	令和4年度の実施回数
【成果目標】 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組	12回	令和8年度の実施回数
【実績】 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証	0回	令和4年度の実施回数
【成果目標】 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証	2回	令和8年度の実施回数

項目	数値	考え方
【実績】 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	1人	令和4年度の配置数
【成果目標】 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	1人	令和8年度の配置数
【実績】 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	3回	令和4年度の実施回数
【成果目標】 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	4回	令和8年度の実施回数
【実績】 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者・機関	35か所	令和4年度の参加事業者・機関数
【成果目標】 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者・機関	50か所	令和8年度の参加事業者・機関数
【実績】 協議会の専門部会の設置	4部会	令和4年度の設置数
【成果目標】 協議会の専門部会の設置	4部会	令和8年度の設置数
【実績】 協議会の専門部会の実施	18回	令和4年度の実施回数
【成果目標】 協議会の専門部会の実施	24回	令和8年度の実施回数

(5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

■国の基本方針（令和8年度末の目標）

・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

■市の成果目標

項目	数値	考え方
【実績】 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加	2人	令和4年度の参加人数
【成果目標】 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加	3人	令和8年度の参加人数
【実績】 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	無	令和4年度の体制の有無
【成果目標】 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有	令和8年度の体制の有無
【実績】 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有	0回	令和4年度の実施回数
【成果目標】 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有	1回	令和8年度の実施回数

(6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■市の活動指標

	実績値			見込み値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	-回	3回	1回	1回	1回	1回
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者ごとの参加者数						
保健関係	-人	1人	0人	1人	1人	1人
医療（精神科）関係	-人	1人	0人	1人	1人	1人
医療（精神科以外）関係	-人	0人	0人	0人	0人	0人
福祉関係	-人	2人	1人	1人	1人	1人
介護関係	-人	-人	-人	0人	0人	0人
当事者	-人	-人	-人	0人	0人	0人
家族	-人	-人	-人	0人	0人	0人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	-回	0回	0回	1回	1回	1回

2 障がい福祉サービスの見込みの設定

(1) 訪問系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	障がい者の自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	行動に著しい困難がある人に、行動する際の危険回避に必要な支援や、外出時の移動支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

■サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	238	244	233	240	250	250
	人/月	28	28	28	28	30	30
重度訪問介護	時間/月	130	128	130	130	130	130
	人/月	1	1	1	1	1	1
同行援護	時間/月	29	33	31	35	35	35
	人/月	3	5	3	3	3	3
行動援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

■確保方策

サービスを必要とする利用者の把握等により、適正なサービスを円滑かつ継続的に提供できるよう取り組みます。

また、地域生活を支える訪問サービスの基盤整備に向け、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、市内の事業者等との連携を図るとともに、新規事業者の参入促進に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に対し、昼間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	
就労選択支援【新規】	障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。また、就職後6ヵ月間、職場への定着のために必要な相談やその他必要な支援を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。支援には、利用者と雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労継続支援B型	
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護とともに、日常生活の世話を行います。
短期入所 （医療型・福祉型）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含めて施設で、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

■サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	1,289	1,260	1,257	1,260	1,200	1,310
	人/月	71	69	67	70	72	75
	うち強度行動障がい	0	0	0	0	0	0
	うち高次脳機能障がい	0	0	0	0	0	0
	うち医療的ケア必要	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （機能訓練）	人日/月	18	9	0	10	15	15
	人/月	1	2	0	1	2	2
自立訓練 （生活訓練）	人日/月	65	30	30	40	40	50
	人/月	6	4	3	4	4	5
	うち精神障がい者	2	2	1	2	2	2

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人日/月					0	0
	人/月					0	0
就労移行支援	人日/月	74	138	155	180	210	240
	人/月	9	12	15	18	21	24
就労継続支援(A型)	人日/月	169	368	558	570	600	600
	人/月	11	25	30	32	35	35
就労継続支援(B型)	人日/月	1,172	1,148	1,200	1,200	1,230	1,250
	人/月	88	90	83	90	93	95
就労定着支援	人/月	1	1	1	0	0	0
療養介護	人/月	8	8	8	8	8	8
短期入所(医療型)	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
うち強度行動障がい	人/月	0	0	0	0	0	0
うち高次脳機能障がい	人/月	0	0	0	0	0	0
うち医療的ケア必要	人/月	0	0	0	0	0	0
短期入所(福祉型)	人日/月	14	7	15	15	15	15
	人/月	4	5	5	5	5	5
うち強度行動障がい	人/月	0	0	0	0	0	0
うち高次脳機能障がい	人/月	0	0	0	0	0	0
うち医療的ケア必要	人/月	1	1	2	2	2	2

■確保方策

今後の増員等を計画している事業所との連携等により、適正なサービスを円滑かつ継続的に提供できるよう取り組みます。

また、一般就労は、人間関係によって退職する等、様々な困難が想定されるため「就労移行支援事業」や「就労定着支援事業」サービス利用によるフォローが必要とされています。サービス提供事業所との連携と並行して、一般企業や地域社会への障がいへの理解推進を図ります。

(3) 居住系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等の利用者と、ひとり暮らしを希望する人に対し、居宅訪問し、家事や体調等を確認し、助言、連絡調整等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に対し、夜間や休日に、入浴や排せつ、食事の介護等の支援を行います。

■サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
うち精神障がい者	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	50	51	47	50	52	55
うち精神障がい者	人/月	18	20	17	20	20	20
うち強度行動障がい	人/月	1	1	2	2	2	2
うち高次脳機能障がい	人/月	0	0	0	0	0	0
うち医療的ケア必要	人/月	0	0	0	0	0	0
施設入所支援	人/月	19	19	18	19	19	19

■確保方策

今後の増員等を計画している事業所との連携等により、適正なサービスを円滑かつ継続的に提供できるよう取り組みます。

また、サービスを利用することで在宅生活を送ることができる障がいのある人に対し、施設や病院、相談支援事業所と連携しながら在宅生活を支援します。

(4) 相談支援

■サービス内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等の利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しもを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成や相談による不安解消をはじめ、外出時の同行支援や住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人/年	464	466	500	528	564	612
地域移行支援	人/年	2	0	0	1	1	1
うち精神障がい者	人/年	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/年	1	0	0	1	1	1
うち精神障がい者	人/年	0	0	0	1	1	1

■確保方策

計画相談支援については、市内をはじめとして、あだち圏域で相談支援事業所の開設を進め、ニーズに合ったサービスを円滑かつ継続的に提供できるよう取り組みます。

また、地域移行支援と地域定着支援については、実績が少ない状況ですが、関係機関等と連携を図りながら相談等の支援の充実を目指すとともに、対象者がスムーズに地域移行・定着できるよう支援に取り組みます。

3 地域支援事業の見込みの設定

(1) 理解促進研修・啓発事業

■サービス内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民を対象にして、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

■サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■確保方策

障がいや障がいのある人等への理解を深めるため、必要とされる事業内容を精査しながら、研修や広報活動等を行います。

(2) 自発的活動支援事業

■サービス内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する事業です。

■サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■確保方策

障がい者や家族が孤立しないよう関連サークルや団体へ繋げることにより、地域で共に生活する仲間づくりを支援します。また、各団体と連携し、自発的な活動に取り組みやすい環境づくりを進めます。

(3) 相談支援事業

■サービス内容

サービス名	内容
相談支援事業	障がいのある人やその介助・支援者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障がい福祉サービス利用の支援等を行う事業です。また、虐待の防止や早期発見に向け、関係機関と連絡・調整し、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的・専門的な相談業務の実施や、地域の相談体制の強化の取り組み等を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

■サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	相談支援事業所数	4	5	5	5	5	5
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

■確保方策

障がい者の相談機能強化を図るため相談支援事業所の設置を目指します。また、あだち圏域での協力をもとに、障がいのある人の総合的な相談や緊急時のきめ細やかな支援体制を整備します。また、市と相談支援事業者との連携を強化し、障がいのある人に必要な相談支援体制の構築を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■サービス内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力を欠いている障がいのある人が成年後見制度を利用する場合で、申し立てを行う家族等がない場合に、市長が代わりに申し立てを行い、障がいのある人の地域生活を支援します。

■サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	1	2	1	1	1

■確保方策

制度を必要とする人の把握とともに、制度周知と利用促進を進めます。また、関係機関と連携し、今後の成年後見制度のあり方を踏まえた体制整備に取り組みます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■サービス内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度の後見事業等を行うことができる法人の確保とともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

■サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有

■確保方策

成年後見制度利用支援事業の実施と並行して、障がいのある人の生活実態及びニーズ等を把握するとともに、親なき後を見据えて、実施主体となりうる法人と連携し、事業の実施に向けた検討を行います。

(6) 意思疎通支援事業

■サービス内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、又は聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業です。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を市役所の窓口に設置する事業です。

■サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	37	52	60	75	75	75
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0	0	0	0

■確保方策

本市やあだち地方地域自立支援協議会が主催する手話講習会、研修等を通じて人材の育成に取り組むとともに、意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、支援体制の充実に取り組めます。また、関係機関と情報交換し、緊急時に手話通訳者を派遣できるよう検討を進めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

■サービス内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。
介護訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等。
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等。
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等。
情報・意志疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等。
排せつ管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

■サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護訓練支援用具	件/年	1	3	2	3	3	3
自立生活支援用具	件/年	5	3	5	4	4	4
在宅療養等支援用具	件/年	2	3	2	4	4	4
情報・意志疎通支援用具	件/年	8	11	3	9	9	9
排せつ管理支援用具	件/年	514	490	536	550	550	550
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	0	0	1	1	1

■確保方策

日常生活用具給付等事業については、事業者と調整しながら、利用希望者一人ひとりの状況に合わせた適切な用具の給付等を行います。また、広報や相談支援事業等を通じて、必要な人への周知と利用促進に取り組みます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

■サービス内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚等に障がいのある人のコミュニケーションの支援者となる手話奉仕員の養成研修を行う事業です。

■サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	0	2	2	2

■確保方策

障がいのある人の生活実態及びニーズ等を十分に考慮しながら、事業の実施に向けた検討を進めます。また、手話サークルとの連携や、あだち圏域で開催される手話奉仕員養成研修会に参加する人への支援を行います。

(9) 移動支援事業

■サービス内容

サービス名	内容
移動支援事業	自立生活及び社会参加の促進に向け、屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行う事業です。

■サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間/年	1,490	1,233	1,300	1,300	1,300	1,300
	人/年	24	15	15	15	15	15

■確保方策

利用ニーズの適切な把握とともに、現状分析を進めます。

また、安定したサービスの確保を図るため、現状分析結果をもとに、サービス事業者に対して、新規参入も含めた積極的な働きかけを行います。

(10) 地域活動支援センター事業

■サービス内容

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人の地域生活支援の促進に向け、創作的活動や生産活動、社会との交流を進める等、多様な活動を行う場を設けるための事業です。

■サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

■確保方策

地域活動支援センターについては、障がいのある人の交流拠点となるものであり、障がいのある人の生活実態及びニーズ等を十分に考慮しながら、あだち圏域での連携も視野に、事業の実施に向けた検討を行います。

(11) 訪問入浴サービス事業

■サービス内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	身体障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図るため、訪問により、居宅において入浴サービスを提供する事業です。

■サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1	1	1	1

■確保方策

訪問入浴サービス事業については、現行体制を維持しつつ、利用の増加に対応した適切なサービスの実施に取り組みます。

(12) 日中一時支援事業

■サービス内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保するとともに、障がいのある人を介助している家族の一時的な休息のための支援を行う事業です。

■サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	5,623	4,685	4,700	4,700	4,800	4,800

■確保方策

日中一時支援事業については、市内に事業所が4か所ある現行体制を維持しつつ、利用の増加に対応した適切なサービスの実施に取り組みます。

(13) 社会参加事業

■サービス内容

サービス名	内容
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障害者手帳所持者で、就労や通院等のため免許を取得した人に対し、自動車運転免許取得費用の助成を行うとともに、運転を可能とするために車両を改造した場合、自動車改造費用の助成を行う事業です。

■サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	件/年	1	0	3	1	1	1

■確保方策

サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に取り組みます。

第4章 障がい児福祉計画

1 成果目標等の設定

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

■国の基本方針（令和8年度末の目標）

- ・児童発達支援センターを各市町村または圏域に1か所以上設置
- ・全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン[※]）を推進する体制を構築
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村または圏域に1か所以上確保

※障がいの有無に関わらず、全ての人が差別なく受け入れられる社会のこと。

■市の成果目標

項目	数値	考え方
【実績】 児童発達支援センターの設置	0か所	令和4年度末の整備か所数
【成果目標】 児童発達支援センターの設置	1か所	令和8年度末までの整備か所数
【実績】 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制（保育所等訪問支援事業所の整備）	0か所	令和4年度末の整備か所数
【成果目標】 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制（保育所等訪問支援事業所の整備）	1か所	令和8年度末までの整備か所数
【実績】 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	0か所	令和4年度末の整備か所数
【成果目標】 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1か所	令和8年度末までの整備か所数
【実績】 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	0か所	令和4年度末の整備か所数
【成果目標】 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所	令和8年度末までの整備か所数

項目	数値	考え方
【実績】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1 か所	令和 4 年度末の整備か所数
【成果目標】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1 か所	令和 8 年度末までの整備か所数
【実績】 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	2 人	令和 4 年度末の配置人数
【成果目標】 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	3 人	令和 8 年度末までの配置人数

2 障がい児福祉サービスの見込みの設定

■サービス内容

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得等の支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休校日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
福祉型障がい児入所施設	障がいのある児童が入所し、保護や日常生活の指導、自活に必要な知識技能の付与等を行います。
医療型障がい児入所施設	医療型障がい児入所施設や指定発達支援医療機関に入所する障がいのある児童に対して、保護や日常生活の指導、自活に必要な知識技能の付与及び治療等を行います。
障がい児相談支援	サービス等の利用についての相談及び計画作成等の支援が必要と認められる場合に、障がい児の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細い支援を行います。
医療的ケア児の支援調整を行うコーディネーターの配置	医療的ケア児の在宅生活に必要な多分野にまたがる支援の利用を調整し、包括的な支援の提供を実現させるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターを配置します。
子ども・子育て支援等における障がい児受け入れ	障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、子ども・子育て支援施設等での受け入れを行います。

■サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	218	249	327	389	465	557
	人/月	34	36	43	51	58	65
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	508	671	782	891	1,015	1,157
	人/月	61	65	75	82	93	105
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発	人日/月	0	0	0	0	0	0

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
福祉型障害児入所施設	人/月	0	0	0	0	0	0
医療型障害児入所施設	人/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	65	83	106	130	162	202
医療的ケア児調整 コーディネーター	人	2	2	2	3	3	3
保育園の利用を必要とする障がい児数	人日/月	264	298	260	300	345	345
	人/月	12	13	13	13	15	15
認定こども園の利用を必要とする障がい児数	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業を必要とする障がい児数	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
短期入所(医療型) ※児童のみ	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
短期入所(福祉型) ※児童のみ	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

■確保方策

障がいのある児童の療育及び訓練、また日中活動の場として、支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、あだち圏域の事業者を中心にサービス提供体制の確保に努めるとともに、今後も、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス事業者との連携を図ります。

第5章 計画の推進に向けて

1 障がい者の生活を支援するネットワークの構築

(1) 関係機関等の連携強化

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境等様々な分野が関連しています。そのため、庁内はもとより、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、障がいのある人一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた適正かつ継続的な支援を推進します。

また、福祉サービス提供においては、地域の障がい福祉サービス事業所の存在により、障がい者の安定した生活が支えられています。あだち圏域及び郡山市を中心とした地域事業者との協力体制の構築を今後も進め、ニーズの高い事業への参入について働きかけを行います。

(2) 近隣市町村・県・国との連携

広域的な対応が必要な施策を推進するため、近隣市町村との連携を図り、情報の共有化や共同事業を推進します。特にあだち圏域においては、あだち地方地域自立支援協議会を母体とした地域生活支援拠点の整備等、様々な共同事業を展開しています。困難ケースの把握や対応検討を共に進め、協力関係のもとに地域ニーズに合った事業展開を図ります。

また、必要に応じて県や国に対して行財政上の措置を要請するとともに、協調を図りながら施策を推進します。

2 計画の推進体制

(1) 計画の周知

本計画を推進するためには、市民一人ひとりの協力が重要です。計画の公表は、より多くの市民に周知することや、透明性を確保する上で必要であることから、市ホームページや広報紙への掲載等、周知の徹底に努めます。

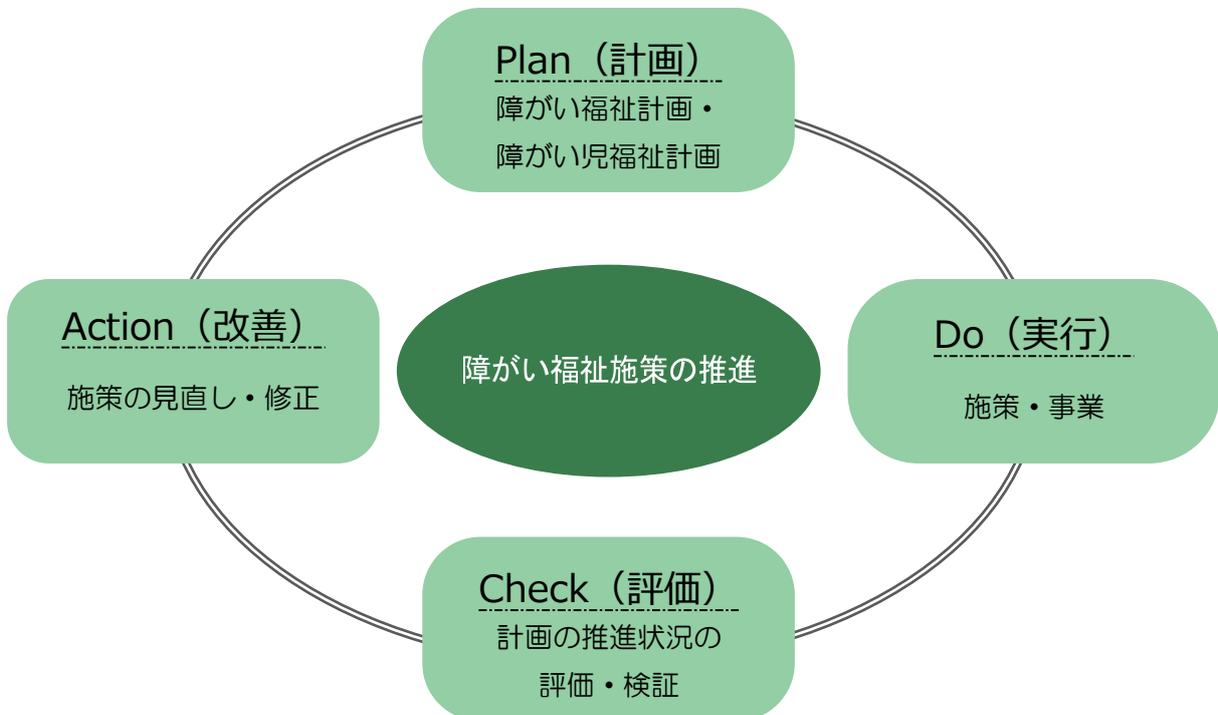
また、福祉サービスの円滑な利用を進めるため、福祉制度の周知や相談窓口のPRを進めます。

(2) 計画の進行管理

庁内においては、関係各課及び各課の実務担当者で情報交換し、全庁的な体制のもとで本計画の進捗状況や関連情報の把握と評価を行いつつ、計画の推進を図っていきます。

また、本宮市保健福祉行政推進協議会において、計画の全体的な実施状況の点検や意見交換を行いながら計画を推進します。

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」に沿って進捗状況の評価・検証を行いながら、改善を重ねていきます。



資料編

1 本宮市保健福祉行政推進協議会要綱

(設置)

第1条 本市の保健福祉行政全般における各種計画及び諸問題に対し、効率的な実現を推進するため、本宮市保健福祉行政推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本宮市地域福祉計画に関すること。
- (2) 本宮市保健計画に関すること。
- (3) 本宮市次世代育成支援行動計画に関すること。
- (4) 本宮市障がい者計画に関すること。
- (5) 本宮市障がい福祉計画に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員の定数は、15人とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関から推薦のあった者
- (3) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(委員報償)

第7条 委員の報償については、本宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成19年本宮市条例第51号)のうち国民健康保険事業の運営に関する協議会委員に準じるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月11日告示第137号)

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月23日告示第87号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日告示第22号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

2 本宮市保健福祉行政推進協議会委員名簿

任期：令和5年12月13日～令和7年11月30日

選出区分	職名	氏名	備考
1号委員	委員	藤本 真	オハナ・おうえんじゃー 理事長
	委員	島野 光正	郡山女子大学 准教授
	委員	菅野 敦子	本宮市子ども福祉課 家庭児童相談員
	委員	吉田 幹男	安達医師会 副会長
2号委員	委員	佐藤 憲博	本宮方面特別支援教育推進委員会 委員長
	委員	古田部 幸夫	本宮市社会福祉協議会 会長
	委員	川名 修一	本宮市身体障がい者福祉会 会長
	委員	佐久間 忠一朗	本宮市民生児童委員協議会 会長
	委員	難波 泉美	本宮市民生児童委員協議会 主任児童委員
	委員	三坂 トモ子	本宮市健康を守る連盟 会長
	委員	渡辺 仁哉	もとみや青年会議所 副理事長
	委員	桑原 友子	安達地方介護支援専門員連絡協議会
3号委員 (公募)	委員	伊藤 享子	(公募)
	委員	石塚 浩子	(公募)

3 本宮市障がい福祉推進本部規定

平成21年4月27日

訓令第15号

改正 平成21年9月11日訓令第26号

平成23年12月9日訓令第20号

平成24年3月28日訓令第2号

(設置)

第1条 本市の障がい福祉事業推進のため、本宮市障がい福祉推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本宮市障がい者計画の策定に関すること。
- (2) 本宮市障がい福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障がい者施策全般に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長に保健福祉部長、副本部長に社会福祉課長をもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は会務を総理する。

2 本部長に事故があるときは、副本部長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、本部長が招集し、本部長が、会議の議長となる。

2 本部長が必要と認めたときは、会議に関係職員等の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 本部長は、所掌事項に係る専門的な調査研究を行うため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 本部及び部会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部及び部会に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成21年9月11日訓令第26号）

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月9日訓令第20号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月28日訓令第2号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	職名
本部長	保健福祉部長
副本部長	社会福祉課長
委員	総務課長
委員	財政課長
委員	政策推進課長
委員	高齢福祉課長
委員	子ども福祉課長
委員	保健課長
委員	市民福祉課長
委員	幼保学校課長

4 策定経過

年 月 日	会 議 名 等	内 容
令和5年7月3日～7月18日	障がい者アンケート調査の実施	本宮市内在住の障がい者手帳をお持ちの方（無作為抽出）
	障がい福祉事業所アンケート調査の実施	障がい福祉サービス等を実施されている事業者
令和5年12月11日	本宮市障がい福祉推進本部会議	本宮市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画素案について
令和5年12月13日	本宮市保健福祉行政推進協議会	本宮市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画素案について
令和6年1月12日	あだち地方地域自立支援協議会	本宮市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画素案について（書面送付による意見聴取）
令和6年1月15日	庁議	本宮市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画素案について
令和6年1月19日	市議会全員協議会	本宮市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画素案について
令和6年1月31日～2月16日	パブリックコメントの実施	
令和6年3月6日	庁議	パブリックコメントの結果について
令和6年3月15日	本宮市保健福祉行政推進協議会	本宮市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について
令和6年3月21日	市議会全員協議会	本宮市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画書配布

本宮市
第7期障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画

発行年月 : 令和6年3月

発行 : 福島県 本宮市

編集 : 福島県 本宮市 保健福祉部 社会福祉課

〒969-1151 福島県本宮市本宮字千代田60番地1

電話 : 0243-24-5371

FAX : 0243-33-6620

メール : shakaifukushi@city.motomiya.lg.jp



本宮市
第7期障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月